

定期(工事)監査指摘事項1

所管組織	都市基盤部 公園緑地課	団体名
指摘の内容	<p>死亡事故が発生していたにもかかわらず、工事成績評定が不適正だったもの</p> <p>中野区工事成績評定要綱(以下「要綱」という。)に基づき実施された公園ユニバーサルデザイン改修工事の工事主管課長による工事成績評定項目別評定表(以下「課長評定表」という。)における法令遵守等の評定のうち、「安全対策の不備等による事故、災害等が発生した」との評定の適応事例について、本工事では、桜山公園内のトイレ改修に伴う曳屋工事の施工中に死亡事故が発生していたにもかかわらず、改善命令書を交付することなく、減点も行っていなかった。</p> <p>要綱第7条第2項では、工事主管課長は、法令遵守等の項目について課長評定表により評定するとされ、課長評定表では、「適応事例の事実を監督員等が確認した場合、工事主管課長から改善命令書を交付した上で減点評価を行うこと」とされていた。</p> <p>死亡事故が発生していたにもかかわらず、工事主管課長から改善命令書を交付することなく、課長評定表における減点も行っていなかったことは、極めて不適正である。</p>	
原因・理由	<p>工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)の適応事例の事実を確認した場合は、工事主管課長から改善命令を交付することと定められているところであるが、監督員及び工事主管課長が判断基準を失念し「改善命令書」を交付しなかった。このため、項目別評定表(法令遵守等)の減点を行わずに評定してしまった。</p>	
講じた措置の内容	<p>課内で「監督基準解説」「工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)」について研修し、事故が発生した場合はただちに「改善命令書」交付手続きを行うことを確認した。また、事故以外の適応事例についても同様に確認を行った。</p> <p>工事成績評定を行う際はダブルチェックを行うこととし、事故等の法令遵守に関わる事象を確認した場合は、事故報告書・改善命令書の写しを添付し、課長評定表における減点が適正に行えるようにした。</p> <p>課内の年度当初打合せで、「監督基準解説」「中野区工事成績評定要綱」の周知確認を徹底していく。(毎年度)</p>	

定期(工事)監査指摘事項2

所管組織	都市基盤部 公園緑地課	団体名
指摘の内容	<p>工事成績評定に関する事務処理が不適正だったもの</p> <p>要綱に基づき実施された公園ユニバーサルデザイン改修工事の担当監督員による工事成績評定項目別評定表(以下「監督員評定表」という。)における基本的な技術力と成果の評価のうち、「建設業退職金共済制度の掛金収納書が、工事着手後1か月以内に監督員へ提出された」との評価対象項目について「不備」として減点が行われていた。本工事においては、令和2年11月20日に契約を締結し、建設業退職金共済制度加入届は、その約3か月後の2月19日に遅延の理由を記載した書類とともに提出されていたが、請負業者宛ての区からの指示書及び改善指示書は交付されていなかった。</p> <p>要綱第6条第1項では、監督員は、工事成績評定表及び監督員評定表により評定するとされており、監督員評定表の判断基準では、「概ね適正」の評価は、「遂行に問題がなかった」又は「遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を行い、速やかに改善された」とされ、「不備」の評価は、「遅れや誤り等不適切な事項があり、指示書を交付したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い改善された」とされていた。</p> <p>監督員から指示書及び改善指示書を交付することなく、監督員評定表で「不備」として減点の評価としたことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>工事請負契約締結後、1か月を経過しても建設業退職金共済制度加入届が未提出のため、監督員は口頭により指示を行っていた。口頭による指示等を行った後に書面により指示内容を確認することを失念し、工事成績評定表の評価の際に建退共加入届の提出が大幅に遅れたという事実により減点評価を行ってしまったことが原因である。</p>	
講じた措置の内容	<p>課内で「監督基準解説」「工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)」について研修し、工事の監督にあたって必要なときは時期を逃さず指示書を交付するなど適正に指示、指導を行うように周知確認した。また、工事成績評定を行う際、ダブルチェックを行うとともに不備の項目がある場合は、「改善指示書」の写しを添付することとした。</p> <p>課内の年度当初打合せで、「監督基準解説」「中野区工事成績評定要綱」の周知確認を徹底していく。(毎年度)</p>	